

# 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の公園計画の変更に 関する意見の募集（パブリックコメント）について

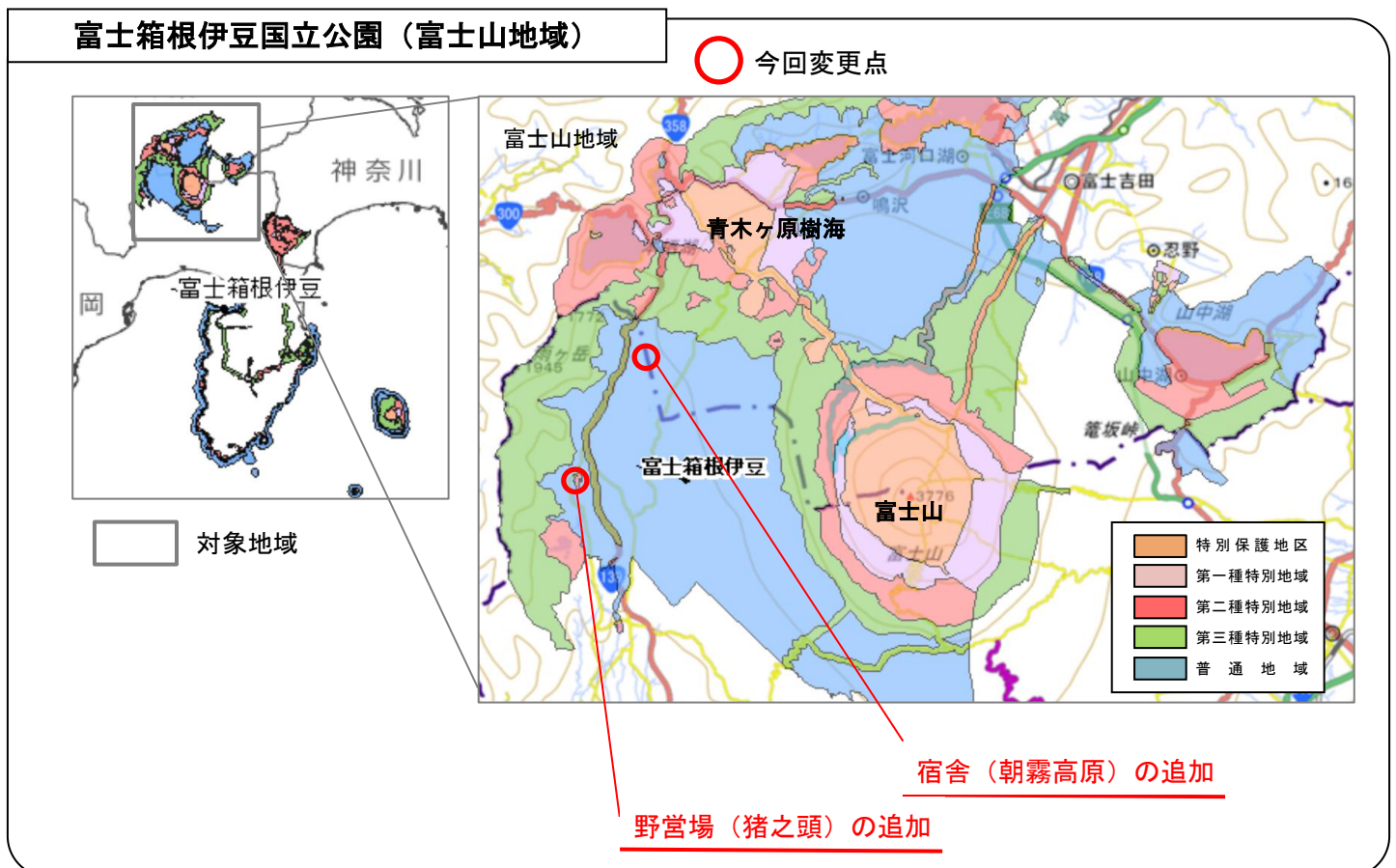
## 1. 背景

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園です。本国立公園は、昭和11年に富士箱根国立公園として指定されました。

今回変更の対象となる富士山地域は、富士山を中心に四方を山々に囲まれており、富士五湖と称される湖沼群や富士山北斜面の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海が存在するなど、富士山を中心に湖沼や山林が一体となった自然景観を有しています。また、本地域の利用形態は、富士山等への登山や富士山麓のドライブ、富士五湖、田貫湖等の利用拠点での宿泊、野営、探勝等が中心となっています。

令和3年度に策定された「富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2025」では、本地域の周遊利用を進めるとともに、利用の偏りによる過剰利用を解消し、上質な利用環境を提供するため、地域とともに受入環境整備等に取り組むことが位置づけられました。

今回は、朝霧高原において、民間事業者による地域滞在型宿泊施設及び静岡県による既存施設敷地内における野営場施設の設置計画があり、本地域の周遊利用及び滞在拠点の分散化を進め、多様な利用者層のニーズに応える快適な滞在空間の創出に資すると考えられるため、自然公園の利用の適正化の観点から、公園計画の一部変更（利用施設の追加）を行います。



## 2. 変更案のポイント

現状の利用実態及び今後の整備予定を踏まえ、富士山地域の滞在拠点の分散化及び新たな滞在環境の創出のため、単独施設（宿舎及び野営場）の追加を行います。

## 3. 公園計画の変更案の詳細

### ・単独施設

追加：朝霧高原宿舎（静岡県富士宮市）

追加：猪之頭野営場（静岡県富士宮市）

## 4. 意見提出手続

### （1）問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 環境省関東地方環境事務所国立公園課

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 / 電話 048-600-0816

### （2）意見募集対象

資料「富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）公園計画変更書〔一部変更〕（環境省原案）」

### （3）資料（変更案）の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、（1）の問合せ先で閲覧することができます。

### （4）意見提出期間

令和4年3月28日（月）から4月17日（日）までの21日間

### （5）意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

### （6）意見提出方法

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※締切り日当日消印まで有効

イ FAXの場合：03-3595-1716

ウ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。

添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

#### <意見提出に関する共通留意事項>

- ・ 件名に必ず、「富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の公園計画の変更への意見」と記載してください。
- ・ 本文の様式は問いません。
- ・ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号、FAX番号、メール

アドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。  
氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

## 6. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見は、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

## 7. 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年4月	提出された意見を取りまとめた上、公表
令和4年6月下旬	中央環境審議会に変更案を諮問・答申
令和4年9月	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

### <掲載資料>

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域） 公園計画変更書〔一部変更〕（環境省原案）

令和4年3月28日（月）  
環境省 自然環境局 国立公園課  
代表 03-3581-3351  
直通 03-5521-8279  
課長 熊倉 基之（内線 6440）  
課長補佐 中山 直樹（内線 6650）  
専門官 藤井 沙耶花（内線 6694）